



平成21年5月14日

各位

会社名	株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名	代表取締役社長 豊田 皓 (コード番号 4676 東証第一部)
問合せ連絡先名	グループ企画部長 増田 繁 (TEL: 03-3570-8000)

会社名	株式会社フジ・メディア・サービス
代表者名	代表取締役社長 太田 英昭

株式会社フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社である
株式会社フジ・メディア・サービスによる株式会社セシール株式等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下、「フジ・メディア・ホールディングス」といいます。）及び100%子会社である株式会社フジ・メディア・サービス（以下、「フジ・メディア・サービス」又は「公開買付者」といいます。）は、平成21年5月14日開催の各社取締役会において、フジ・メディア・サービスが、株式会社セシール（コード番号9937、株式会社東京証券取引所市場第一部、以下、「対象者」といいます。）の発行済株式（但し、自己株式を除きます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」に定義しております。以下、同様です。）を対象として金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）による公開買付けを実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者であるフジ・メディア・サービスは、フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社です。フジ・メディア・ホールディングスは、放送法に基づき総務大臣の認定を受けた認定放送持株会社であり、放送事業を営む株式会社フジテレビジョン及び株式会社ニッポン放送、制作事業を営む株式会社共同テレビジョン、映像音楽事業を営む株式会社ポニーキャニオン、通信販売事業を営む株式会社ディノス（以下、「ディノス」といいます。）、並びに広告事業を営む株式会社クオラス等を主たる子会社としております。

公開買付者は、平成21年5月14日開催の取締役会において、対象者を子会社化することを目的として、対象者の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しました。

後述のとおり、本公開買付けにあたり、公開買付者は、対象者の筆頭株主である株式会社LDH（以下、「LDH」といいます。）との間で、LDHが、その所有する対象者の普通株式14,014,700株（平成20年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数48,420,000株から、同日現在対象者が所有する自己株式の数である5,014,386株を差し引いた43,405,614株に対する所有株式の割合（以下、「議決権保有割合」といいます。）32.29%）の全部について本公開買付けに応募し、かつ、LDHの完全子会社であり対象者の所有株式数第二位の株主である有限会社アジア物産（以下、「アジア物産」といいます。）をして、その所有する対象者の普通株式10,381,600株（議決権保有割合23.92%）の全部について本公開買付けに応募させる旨を合意しております。

また、対象者は、平成21年5月14日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けにより対象者がフジ・メディア・ホールディングス及びそのグループ会社（以下、「フジ・メディア・ホールディングスグループ」といいます。）の一員になることが対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同の意を表明するが、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行っております。なお、対象者の社外取締役である石坂弘紀氏は、LDHの代表取締役社長を兼務しており、対象者の社外取締役である落合紀貴氏は、LDHの執行役員を兼務しており、いずれも本公開買付けに関し対象者と利益が相反する可能性があることから、特別利害関係人に準じて、上記の決議には参加していません。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を、LDH及びアジア物産が所有している対象者普通株式の合計である24,396,300株（議決権保有割合56.21%）としており、応募株券等の数が当該下限の数に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数が当該下限の数以上となる限り、応募株券等の全部の買付けを行います。

（2）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

近年、公開買付者の親会社であるフジ・メディア・ホールディングスグループを取り巻く事業環境は、地上テレビ放送のデジタル化、BS・CS放送やモバイル、ブロードバンドの普及のほか、国内経済・景気動向、法制度の改正、規制緩和などにより、大きく変化しております。とりわけ放送事業については、米国のサブプライムローン問題やリーマン・ブラザーズの破綻に端を発した未曾有の世界的な金融危機の影響による景気後退を受け、企業収益の落ち込みが広告費の抑制へとつながり、かつてない程に厳しい環境となっております。これらの環境変化に迅速かつ適切に対応し、フジ・メディア・ホールディングスグループの企業価値を向上させていくためには、放送事業を核としつつ、放送以外の周辺事業領域に対してグループ経営資源のさらなる選択と集中を推し進め、外部との資本・業務提携や事業再編を積極的に行っていく必要があります。フジ・メディア・ホールディングスグループは、これらの戦略を迅速かつ確実に遂行するにあたり最適な組織形態を構築することを目的の一つとして、平成20年10月より認定放送持株会社体制へと移行いたしました。

フジ・メディア・ホールディングスグループにおける通信販売事業は、昭和46年にディノスの設立を通じて本格的に参入して以降、カタログ通販やテレビ通販を主体として長年に亘り取り組んできました。カタログ通販においては、家具、インテリア、生活雑貨等のリビング商材を中心として、総合カタログ及びカテゴリー特化型カタログなどの媒体で展開してきました。昭和47年に日本で初

めて開始したテレビ通販においては、株式会社フジテレビジョンと緊密な連携を図ることにより、視聴者層に合わせた商材を効果的に展開してきました。また、新たな販売チャネルとして普及しつつあるインターネット通販やモバイル通販についても、有力なチャネルの一つとして積極的な取り組みを進めております。フジ・メディア・ホールディングスグループは、平成19年11月にディノスの完全子会社化を実施するなど、通信販売事業を放送事業以外の周辺事業領域において経営資源を集中すべき領域の一つと位置付け、その強化・発展に向けて他社との資本・業務提携を含め様々な施策の検討を進めてきました。

一方、対象者は創業以来、業界のパイオニアとして通販カタログ業界を牽引し、特にアパレル商品のカテゴリーにおいて圧倒的なブランド認知度を有しております。また、高品質の商品をリーズナブルな価格で提供する商品力は、お客様からの強固な信頼を確立しております。さらに、過去のカatalog通販により蓄積された日本全国に亘る1,500万人を超える顧客基盤は極めて強力な販売チャネルであり、対象者の最大の強みの一つとなっております。一方、今後の持続的な事業拡大のためには、アパレル以外の商品カテゴリーの拡充、Catalog通販以外の販売チャネルの強化などが課題となっており、対象者はリビング商材の拡充、インターネット・テレビ通販の強化などを進めております。

通信販売市場は、市場全体の売上としては1990年代後半から成長を続けているものの、ディノス及び対象者がともに主力チャネルとするCatalog通販については、近年成長が著しいインターネット通販、テレビ通販に押され、売上が頭打ちとなっております。Catalog通販は、検索性、情報量、利便性でインターネット通販に、表現力、エンターテインメント性等でテレビ通販に譲りますが、Catalog通販の「紙媒体としての強み」は不変であり、成熟市場ながらも今後も通販市場を支える市場であると認識しております。Catalog通販の中では総合・百貨店型の低迷が顕著となっておりますが、単一カテゴリーに特化した専門通販は健闘しております。Catalog通販での今後の成功のためには、多様化・専門化する顧客ニーズの把握、差別化商品の企画・開発（マーチャンダイジングの強化）、商品提案力・メディア力の強化などが必要になると認識しております。

このような環境下において、フジ・メディア・ホールディングスグループと対象者は、両社の強みを相互に活用するうえ、通信販売市場における圧倒的な競争優位性・プレゼンスを確立すべく、協業の可能性について検討・協議を進めてきました。その結果、ディノスと対象者は、以下の点で協業のメリットを確認するに至りました。

Catalog通販事業においては、以下のような協業を通じて、売上拡大及びコスト削減が可能となります。

（売上拡大）

- ・ 顧客リストの相互活用（Catalogの相互送付、Catalogの統合、顧客リストの統合など）
- ・ 地域性の補完、商品性の補完

（コスト削減）

- ・ コールセンター・物流センターの相互利用
- ・ Catalogコスト（用紙代、印刷費、通信費など）の低減
- ・ 共同システム関連投資の低減
- ・ 組織体制・人事制度の見直し等による費用の適正化

インターネット通販事業においては、インターネットサイトの相互活用（ID・ポイントの共通化、サイトの統合など）、両社の商品企画力・メディア開発力の相互活用を通じ、インターネット通販事業をカタログ通販事業に次ぐ第二の柱として育成・強化することが可能となります。

テレビ通販事業においては、日本最大の民間放送局を擁するフジ・メディア・ホールディングスグループの強みである、視聴者の趣味・趣向に基づく効果的なメディア戦略の立案、魅力的なTVショッピング番組の制作力を活用し、対象者の従来の事業展開を大幅に加速させることが可能となります。

フジ・メディア・ホールディングスグループは、対象者との検討・協議を進めていく中で、対象者が公開買付者の子会社となりフジ・メディア・ホールディングスグループのグループ企業となることがフジ・メディア・ホールディングスグループ及び対象者の企業価値向上にとって最良の選択であるという結論に至ったため、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けを通じて、フジ・メディア・ホールディングスグループはグループの長期的な経営ビジョンである、国内外から高く評価される我が国を代表する「メディア・コングロマリット」の実現に向けた取り組みが一層進展するものと認識しております。

(3) 本公開買付けにおける条件の概要

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておらず、買付予定数の下限を、LDH及びアジア物産が保有している対象者の普通株式の数の合計である24,396,300株（議決権保有割合56.21%）としており、当該下限の数以上の応募があった場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付者は、フジ・メディア・ホールディングスの財務アドバイザーである大和証券エスエムビーシー株式会社（以下、「大和証券SMBC」といいます。）が実施した対象者の株式価値評価の分析結果を参考にしつつ、フジ・メディア・ホールディングスの完全子会社であるディノスと対象者との間で生み出されるシナジー効果等を総合的に勘案し、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格を1株当たり180円と決定いたしました。また、本新株予約権は、公開買付者が買い付けたとしても行使できないと解されることから、買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格は、平成21年5月13日までの過去6ヵ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における対象者株式の終値の単純平均値131円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して約37.40%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた、平成21年5月13日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値151円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して約19.21%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた、平成21年5月13日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値203円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して約11.33%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントをした、平成21年5月13日の東京証券取引所における対象者株式の終値188円に対して約4.26%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントをした価格であります。

(4) 本公開買付けに関する合意等

本公開買付けにあたって、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスは対象者の筆頭株主であるLDHとの間で、平成21年5月14日付で公開買付応募契約書（以下、「本公開買付応募契約」といいます。）を締結しております。同契約において、LDHが、その所有する対象者の普通株式14,014,700株（議決権保有割合32.29%）の全部について本公開買付けに応募し、かつ、同社の完全子会社であるアジア物産をして、その所有する対象者の普通株式10,381,600株（議決権保有割合23.92%）の全部について、本公開買付けに応募させる旨を合意しております。ただし、本公開買付けに競合し又は本公開買付けによる対象者株式の買付けを実質的に不可能とする取引（本公開買付けの対抗公開買付け及び対象者と対象者グループ外の第三者との間の合併・株式交換・会社分割等の組織再編行為を含むが、これらに限られない。）の公表があった場合で、本公開買付けに応募することがLDH及び/又はアジア物産の取締役の善管注意義務違反を惹起するおそれがあるとLDHが合理的に判断した場合には、LDHは、自ら及び/又はアジア物産をして本公開買付けに応募する義務を負わないこととされており、この場合、LDHは、公開買付者に対して、一定の金銭を支払う旨を合意しております。また、本公開買付応募契約において、LDHは、(i)本公開買付応募契約締結日から本公開買付決済開始日までの間に公開買付者に同契約の重大な義務の違反があり、LDHの公開買付者に対する書面による催告後2週間を経過する日までにその違反が是正されなかった場合、(ii)本公開買付けの応募を通じた対象者の株式のLDH及びアジア物産から公開買付者への譲渡が公開買付者の責により、平成21年9月末日までに実行されない場合、(iii)本公開買付けが撤回され若しくは不成立となった場合、又は(iv)本公開買付決済開始日までに、公開買付者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続（外国法に基づく手続を含む。）の申立がなされた場合は、本公開買付決済開始日以前に限り、公開買付者に対して書面で通知することにより本公開買付応募契約を解除することができる旨を合意しており、かかる規定に基づき本公開買付応募契約が解除された場合にも、LDHは、自ら及び/又はアジア物産をして本公開買付けに応募する義務を負わないこととなります。上記のとおり、本公開買付けにおいては、LDH及びアジア物産が所有する対象者株式の数を買付予定数の下限とし、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりますので、LDH及びアジア物産が所有する対象者の普通株式の全部が本公開買付けに応募されない場合には、本公開買付けは不成立となります。なお、本公開買付応募契約においては、公開買付者がLDHに対して、本公開買付けに応募しないこと又は本公開買付けの応募の撤回を一方的に求めることができる旨の合意はなされておられません。

また、フジ・メディア・ホールディングスは、対象者との間で、平成21年5月14日付で合意書（以下、「本合意書」といいます。）を締結しております。本合意書においては、①業務提携の内容、②対象者の本公開買付けへの賛同、③対象者は、本公開買付けが成立した場合、フジ・メディア・ホールディングスが指名する者を対象者の取締役・監査役として選任することについて株主の承認を得るべく合理的な範囲で最大限の努力をすること、④対象者は、対象者とディノスとの統合等について法令上可能な範囲内で協力すること、及び⑤対象者は、上記③に基づいて取締役・監査役が選任されるまでの間、対象者及びその子会社の業務について通常の業務執行の方法に従い、善良なる管理者の注意義務をもって遂行すること等が合意されています。本合意書の内容については、後

記「4. その他」の「(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」をご参照下さい。

(5) 本公開買付け後の予定

本公開買付けが成立した場合、対象者は、フジ・メディア・ホールディングスの間接子会社となりますが、フジ・メディア・ホールディングスは、ディノスと対象者との統合シナジーを最大限引き出すべく、対象者をディノスと合併すること（以下、「本合併」といいます。）を、対象者に要請する予定です。本合併の詳細・時期については未定ですが、時期については平成22年4月以降となる見込みです。本合併の実施にあたっては、独立した第三者算定機関によるディノス及び対象者の株式価値算定、その他本合併に至る手続及び本合併の条件の決定プロセスにおいて利益相反や一般株主を害する不公正が生じることを回避すると共に、保有株式の流動性その他一般株主の利益に配慮した措置を講じる予定です。（対象者の一般株主に非上場のディノスの株式が交付されることとなる合併を行うことは予定しておりません。）なお、株式価値算定の時点が異なるため、本合併の条件を決定する際に前提となる対象者の株式の評価額は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格と異なる可能性があります。

また、公開買付者は、本公開買付けの結果、対象者の普通株式（対象者の自己株式を除く。）の概ね80%程度の応募があった場合には、本合併に先立って、公開買付者を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換の方法（以下、「本株式交換」といいます。）により、対象者を公開買付者の完全子会社とする可能性があります。

仮に本株式交換を行う場合、完全子会社となる対象者の株主（公開買付者を除く。）に対して、金銭が交付される予定です。かかる金銭の額は、本公開買付けの終了後速やかに本株式交換を行う場合には、特段の事情がない限り本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算定する予定です。算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全子会社化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付けにおける普通株式の買付価格と異なる可能性があります。また、完全子会社となる対象者の株主は、会社法の定めに従い、対象者に対して株式買取請求をすることができます。さらに、本株式交換を行う場合、その時点で残存している本新株予約権は、本新株予約権の条件に従い、本株式交換の効力発生前に対象者が無償で取得する予定です。

なお、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日をもって、対象者の取締役である石坂弘紀氏及び落合紀貴氏並びに対象者の監査役である湯本博氏は、それぞれ対象者の取締役及び監査役を辞任する予定です。

(6) 上場廃止の見込み

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの結果、上場廃止基準に該当しない場合でも、上記（5）のとおり、本公

開買付け成立後、ディノスと対象者との統合前に本株式交換を行うこととなった場合には、上場廃止基準に該当し、対象者株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社セシール																					
② 事業内容	(1) カタログ等を媒介とする通信販売事業 (2) 保険・旅行等代理店事業 (3) 通販販促業務代行サービス事業 (4) 商品販売事業 (5) 受注代行業業 (6) 出荷・検品事業 (7) カタログ・チラシ等の制作、印刷関連事業 (8) 労働者派遣・業務受託事業 (9) 古物・美術工芸品の販売事業 (10) 不動産販売事業 (11) その他																					
③ 設立年月日	昭和49年8月28日																					
④ 本店所在地	香川県高松市多賀町二丁目8番2号																					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役 兼 CEO 上田 昌孝																					
⑥ 資本金 (平成21年3月31日現在)	12,588百万円																					
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年12月31日現在)	<table border="1"> <tr> <td>株式会社LDH</td> <td>28.9%</td> </tr> <tr> <td>有限会社アジア物産</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>大日本印刷株式会社</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>正岡 寿</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウントス イー エル アールジー (常任代理人 株式 会社東京三菱UFJ銀行)</td> <td>0.3%</td> </tr> </table>		株式会社LDH	28.9%	有限会社アジア物産	21.4%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.5%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1.4%	大日本印刷株式会社	1.1%	ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	0.9%	日本通運株式会社	0.7%	株式会社みずほ銀行	0.4%	正岡 寿	0.3%	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウントス イー エル アールジー (常任代理人 株式 会社東京三菱UFJ銀行)	0.3%
株式会社LDH	28.9%																					
有限会社アジア物産	21.4%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.5%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1.4%																					
大日本印刷株式会社	1.1%																					
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	0.9%																					
日本通運株式会社	0.7%																					
株式会社みずほ銀行	0.4%																					
正岡 寿	0.3%																					
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウントス イー エル アールジー (常任代理人 株式 会社東京三菱UFJ銀行)	0.3%																					
⑧ 買付者及びフジ・メディア・ホールディングスと対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません。																				
	人的関係	該当事項はありません。																				
	取引関係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																				

(注1) 対象者は、対象者の第37期第1四半期報告書（提出日：平成21年5月14日）を提出しております。同第1四半期報告書によれば、対象者において、大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年5月15日（金曜日）から平成21年7月1日（水曜日）まで(34営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式

1株につき金180円

② 新株予約権

平成16年3月30日開催の対象者の定時株主総会における決議及び同年4月12日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権（以下、「第2回新株予約権」といいます。）

1個につき金1円

平成18年3月30日開催の対象者の定時株主総会における決議及び同年4月25日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権（以下、「第3回新株予約権」といいます。）

1個につき金1円

平成19年11月20日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権（以下、「第4回新株予約権」といいます。）

1個につき金1円

平成20年3月26日開催の対象者の取締役会における決議に基づき発行された新株予約権（以下、「第5回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、及び第5回新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。）

1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者の完全親会社であるフジ・メディア・ホールディングスは、同社、公開買付者及び対象者から独立した第三者である大和証券 SMBC を財務アドバイザーとして選任し、対象者の株式価値評価の分析を依頼しました。

大和証券 SMBC は、フジ・メディア・ホールディングスからのかかる依頼に基づき、対象者の収

益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値評価の分析を行っており、フジ・メディア・ホールディングスは平成 21 年 5 月 13 日に大和証券 SMBC より株式価値評価の分析結果の報告を受けております。大和証券 SMBC が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

① 市場株価法：160 円～217 円

② DCF 法：166 円～255 円

市場株価法では、平成21年4月14日から平成21年5月13日までの1ヵ月間における対象者株式の出来高加重平均株価（217円）、平成21年2月16日から平成21年5月13日までの3ヵ月間における対象者株式の出来高加重平均株価（190円）及び平成20年11月14日から平成21年5月13日までの6ヵ月間における対象者株式の出来高加重平均株価（160円）をもとに、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

公開買付者は、大和証券 SMBC が実施した対象者の株式価値評価の分析結果を参考にしつつ、対象者とディノスとの間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、マネジメント・インタビュー及び実務者インタビューでの質疑応答、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアム水準及び LDH との協議・交渉の結果を総合的に勘案し、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり180円と決定し、LDH と合意に至りました。

なお、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格は、平成21年5月13日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値131円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して約37.40%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた、平成21年5月13日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値151円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して約19.21%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた、平成21年5月13日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所における対象者株式の終値の単純平均値203円（小数点以下第一位を四捨五入）に対して約11.33%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントをした、平成21年5月13日の東京証券取引所における対象者株式の終値188円に対して約4.26%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントをした価格であります。

なお、本新株予約権の買付価格である1個当たり1円は、対象者の普通株式の買付価格及び本新株予約権の行使価格等にかかわらず、本新株予約権の権利行使に係る条件の内容を勘案のうえ、算定されたものであります。すなわち、本新株予約権は、対象者の取締役及び監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、第2回及至第4回の新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者の取締役、監査役、又は従業員であること、第5回の新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問又は従業員であること等の行使条件が付されております。従って、本公開買付け

により買付者が本新株予約権を買い付けたとしても、これを自ら行使することはできないと解されることから、上記の通り、買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

② 算定の経緯

公開買付者の完全親会社であるフジ・メディア・ホールディングスは、対象者の筆頭株主であるLDH及び第二位株主であるアジア物産が保有する対象者の普通株式の購入者を募る打診を複数の買付候補者に実施したことに始まる入札プロセスに参加し、平成21年2月の第一次入札及び同年4月の第二次入札を経て、他の候補者より競争優位性のある入札条件を提示したことにより、平成21年5月14日に、フジ・メディア・ホールディングス、公開買付者及びLDHの間で、公開買付者が対象者の普通株式を対象として買付価格を1株当たり180円とする公開買付けを実施し、LDH及びアジア物産がその所有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する旨の本公開買付応募契約を締結いたしました。

本公開買付けを実施するにあたり、フジ・メディア・ホールディングスは、大和証券SMBCを財務アドバイザーとして選任し、また、長島・大野・常松法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

フジ・メディア・ホールディングス及び公開買付者は、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付価格を決定するにあたり、フジ・メディア・ホールディングス、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券SMBCより平成21年5月13日に株式価値評価の分析結果の報告を受けております。

フジ・メディア・ホールディングス及び公開買付者が大和証券SMBCから受領した株式価値算定書によると、大和証券SMBCは対象者株式の市場株価の動向、対象者の財務状況等を勘案し、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

① 市場株価法：160円～217円

② DCF法：166円～255円

公開買付者は、大和証券SMBCが実施した対象者の株式価値評価の分析結果を参考にしつつ、対象者とディノスとの間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面及び会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、マネジメント・インタビュー及び実務者インタビューでの質疑応答、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアム水準及びLDHとの協議・交渉の結果を総合的に勘案し、平成21年5月14日開催の取締役会において、対象者の普通株式1株当たりの買付価格を180円と決定し、LDHと合意に至りました。

一方、対象者の取締役会は、対象者、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスから独立した第三者算定機関であるピナクル株式会社より株式価値評価報告書を取得し、また、対象者、公開買付者及びフジ・メディア・ホールディングスグループから独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、平成21年5月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する意見表明について慎重に検討した結果、本公開買付けにより対象者がフジ・メディア・ホールディングスグループの一員になることが対象者の企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けについて賛同の意を表明するが、

本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行っております。

なお、本書提出日現在、本新株予約権について、対象者普通株式1株当たりの行使時の払込価額（第2回新株予約権：1,277円、第3回新株予約権：740円、第4回新株予約権：323円、第5回新株予約権：206円）は、本公開買付けの普通株式1株あたりの買付価格である180円をいずれも上回っております。本新株予約権は、対象者の取締役及び監査役並びに従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、第2回及至第4回の新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者の取締役、監査役、又は従業員であること、第5回の新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問又は従業員であること等の行使条件が付されております。従って、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを自ら行使することはできないと解されることから、平成21年5月14日開催の取締役会において、本新株予約権1個当たりの買付価格を1円とすることに決定いたしました。

③ 算定機関との関係

大和証券SMBCは、フジ・メディア・サービスの関連当事者に該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
24,396,300 (株)	24,396,300 (株)	— (株)

(注1) 株式に換算した応募株券等の総数が買付予定数の下限24,396,300株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、対象者の第37期第1四半期報告書（提出日：平成21年5月14日）に記載された数値を基準とすると、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数は、株式に換算して46,845,614株となります。これは、上記の第37期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の発行済株式総数（48,420,000株）に、同報告書に記載された平成21年3月31日現在の本新株予約権（34,400個）の行使により発行又は移転（以下、「発行等」といいます。）した又は発行等される可能性のある対象者の株式の最大数（3,440,000株）を加えた数から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する自己株式数（平成20年12月31日現在5,014,386株）を除いた株式数です。

(注3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	243,963 個	(買付け等後における株券等所有割合 52.08%)
対象者の総株主の議決権の数	433,168 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 37 期第 1 四半期報告書（提出日：平成 21 年 5 月 14 日）に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても本公開買付けの対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者の第 37 期第 1 四半期報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（433,168 個）に、同報告書に記載された平成 21 年 3 月 31 日現在の本新株予約権（合計 34,400 個）を株式に換算した株式数（3,440,000 株）（平成 21 年 4 月 1 日以降公開買付期間末日までに本新株予約権が行使されたことにより発行等した又は発行等される可能性のある対象者の株式を含みます。）に係る議決権の数（34,400 個）及び対象者が所有する単元未満自己株式を除いた単元未満株式（平成 20 年 12 月 31 日現在 88,814 株）に係る議決権の数（888 個）を加えた数（468,456 個）として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,396,300 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で 100.00%となる可能性があります。

(7) 買付代金

4,391,334,000 円

上記の買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、本公開買付けの買付予定数の下限（24,396,300 株）に 1 株当たりの買付価格を乗じた金額です。なお、対象者の第 37 期第 1 四半期報告書に記載された平成 21 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数

（48,420,000 株）から同報告書に記載された平成 20 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（5,014,386 株）を控除した株式数に、公開買付期間中に行使可能な第 2 回新株予約権及び第 3 回新株予約権の行使により発行等される可能性のある株式の数（2,853,100 株）を加算した数の株式を全て買い付けた場合の買付代金の合計は 8,326,568,520 円となり、また公開買付期間末日

までに行使される可能性のない第4回新株予約権及び第5回新株予約権を全て買い付けた場合の買付代金5,869円を合計した買付代金の合計は8,326,574,389円となり、この場合買付け等に要する資金等の合計は8,580,574,389円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年7月8日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店若しくは全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。また、応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して新株予約権証券等が提出された場合には、買付けられなかった新株予約権証券等を応募株主等へ交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公

公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人(復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人)の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成21年5月15日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「(5) 本公開買付け後の予定」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる業績への影響については精査しており、フジ・メディア・サービスの親会社であり東京証券取引所市場第一部上場会社であるフジ・メディア・ホールディングスの連結業績予想の修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに公表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成21年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明すること、及び、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。また、対象者は、公開買付者の親会社であるフジ・メディア・ホールディングスとの間で、平成21年5月14日付で以下の事項を主たる内容とする合意書を締結しております。

① 目的

対象者とディノスが展開する通信販売事業が相互に補完関係にあることを活かし、両者の経営資源の相互活用を行い、それぞれの業容の拡大、競争力の強化、及び効率性・収益性の改善を図ることを目的とする。このため、フジ・メディア・ホールディングス及び対象者は、今後可及的速やかに、ディノスと対象者の提携内容及びスキーム（合併その他の方法による経営統合を含む。）等の具体化に向けて協議し、それらによる早期の提携効果の実現を図るものとする。また、フジ・メディア・ホールディングスグループ各社と対象者の事業についても相互補完関係の可能性があることから、かかる事業提携についても並行して協議し、実現を図るものとする。

② 業務提携の内容

フジ・メディア・ホールディングス及び対象者は、本公開買付けの成立を条件として、対象者及びディノス間で、主として、顧客リストの相互活用、地域性の補完・商品性の補完、インターネットサイトの相互活用、コールセンター・物流センターの相互活用、共同システム関連投資・カタログコストの低減、組織体制・人事制度の見直し等による費用の適正化を含む業務提携関係の具現化を図る。

③ 本公開買付けへの賛同

対象者は、本公開買付け開始日の前営業日において、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行う。

④ 取締役及び監査役の選任

対象者は、本公開買付けの成立後、フジ・メディア・ホールディングスから要請があった場合には、フジ・メディア・ホールディングスが指名する者を取締役・監査役として追加的に選任するための臨時株主総会を速やかに招集し、当該臨時株主総会において、かかる取締役・監査役の選任について株主の承認を得るべく合理的かつ法令上可能な範囲内で最大限の努力をする。

⑤ 協力義務

対象者は、本公開買付けの成立後、フジ・メディア・ホールディングスが公開買付けによる対象者の完全子会社化及び/又は対象者とディノスの合併その他の方法による統合を行うことを要請した場合には、公開買付け及び/又はディノスに対するデュー・デリジェンス等並びにフジ・メディア・ホールディングスとの協議を経た上で、公開買付け以外の対象者の株主への公平性に考慮しつつ、臨時株主総会の開催を含めて合理的かつ法令上可能な範囲内でこれに協力する。

⑥ 善管注意義務等

対象者は、フジ・メディア・ホールディングスが指名する者を対象者の取締役・監査役として追加的に選任するための臨時株主総会の開催日までの間、対象者及びその子会社の業務について通常の業務遂行の方法に従い、善良なる管理者の注意義務をもってこれを遂行するものとし、通常の業務遂行の範囲を超える取引その他対象者及びその子会社の資本構成・経営・財務状況に重大な影響を与える行為を行う際には、事前にフジ・メディア・ホールディングスの同意を得る。

⑦ その他

各当事者は、本公開買付けが平成 21 年 9 月末日までに実行されない場合、本公開買付けが成立しなかった場合、本公開買付けが撤回された場合等には、本契約を解除することができる。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①対象者による第37期第1四半期報告書の提出

対象者は、平成21年5月14日、第37期第1四半期報告書を提出しております。対象者の四半期報告書の概要は以下のとおりです。

【損益の状況】

決算年月	平成21年12月期 (第37期第1四半期)
売上高(百万円)	12,848
売上原価(百万円)	5,905
販売費及び一般管理費(百万円)	7,353
営業外収益(百万円)	46
営業外費用(百万円)	76
四半期純損失(百万円)	△638

(注1) 上記は、対象者の第37期第1四半期報告書(提出日:平成21年5月14日)より引用して作成しております。

(注2) 対象者は四半期連結財務諸表を作成しているため、第37期については、第37期第1四半期報告書(提出日:平成21年5月14日)に記載された四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

【1株当たりの状況】

決算年月	平成21年3月期 (第37期第1四半期)
1株当たり四半期純損失(円)	△14.70
1株当たり配当額(円)	—
1株当たり純資産額(円)	279.77

(注1) 上記は、対象者の第37期第1四半期報告書(提出日:平成21年5月14日)より引用して作成しております。

(注2) 対象者は四半期連結財務諸表を作成しているため、第37期については、第37期第1四半期報告書(提出日:平成21年5月14日)に記載された四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

以 上